

## 日本の島嶼領土と3つの戦争

高井 晋

### はじめに—輿論戦、心理戦そして法律戦

ドイツ人の戦略家カール・フォン・クラウゼビッツは、その名著『戦争論』で次のように戦争を定義した。すなわち、「戦争は一種の強力行為であり、その旨とするところは相手に我が方の意思を強要するにある<sup>1</sup>」と定義し、政治学の立場から戦争の本質を見事に明らかにしている。フランス人の思想家ジャン・ジャック・ルソーは、「敵の国家を滅ぼすか、それとも採りうるかぎりのあらゆる手段を駆使して少なくとも相手を弱体化するかを表明した、相互に行う恒久不変の処置の結果を、国家と国家との戦争と呼ぶことにする<sup>2</sup>」と社会学の立場から戦争を定義している。このように、戦争は、様々な手段を用いて国益を遂行する国家の強い意思表示なのである。

一般的な戦争のイメージは、軍事力を行使して争う国家間の戦闘であろう。しかし戦争違法化の時代にあって、国連憲章が加盟国間の武力行使および武力による威嚇を禁止したため(第2条4項)、武力以外のあらゆる手段を行使して、我が方の意思を相手に強要する手法が考案されてきた。諸外国は、国益に適う外交・安全保障政策を遂行するにあたり、法律戦、輿論戦、心理戦を巧みに活用している。中国共産党および中央軍事委員会は、1963年の「人民解放軍政治工作条例」を2003年12月に改定し、「輿論戦、心理戦、法律戦を実施し、瓦解工作、反心理・反策半工作、軍事司法および法律服务工作を展開する」と明記している<sup>3</sup>ように、外交・安全保障政策を遂行するための3つの戦争を実践している。

中国が実践している輿論戦は、自軍の敢闘精神を鼓舞し、敵の戦闘意欲を弱めるために内外の輿論の醸成を図る活動<sup>4</sup>である。すなわち、中国の行動に対する国内外の支持を築くために、中国にとって有利な情報を発信し、国内外の世論に影響を与えることを目的とする戦争なのである。中国の輿論戦の好例として、2020年10月3日にウェブ上で公開したデジタル博物館(中国釣魚島博物館)<sup>5</sup>を挙げることができる。入り口のフレームに「釣魚島は中國的固有領土(2012年9月)」とある博物館は、実体がなくインターネットを通じてしか内部を見ることができないが、展示パネルで事実と異なる領有根拠をアップロードしている。現在は中国語だけの博物館であるが、近い将来、外国語でも読めるようにする同博物館は、中国史観による国際世論醸成を目的とした発信であり、これは輿論戦争なのである。

---

<sup>1</sup> Karl von Clausewitz, Vom Kirege 1932-34、篠田英雄訳『戦争論』上、岩波書店、昭和42年、29頁。

<sup>2</sup> Jean J. Rousseau, Que L'etat de Guerre naitre l'etat social. 宮治弘之訳「戦争状態は社会状態から生まれるということ」、『ルソー全集』第4巻、白水社、1979年、378頁。

<sup>3</sup> 戦略研究グループ「3中国による三戦の定義等およびエア・パワーに関する三戦の事例」、航空自衛隊幹部学校航空研究センター編『エア・パワー研究』第2号、2016年6月、114-115頁。

<sup>4</sup> 防衛省防衛研究所編『中国レポート』創刊号、2011年3月、10頁。

<sup>5</sup> デジタル博物館は次のURLから入館できる。<http://www.diaoyudao.org.cn/dydbwg.html>

中国の心理戦の目的は、敵軍の抵抗意志の「破碎」であり、敵軍に対する「宣伝」、「威嚇」、「欺騙」、「離間」による認知操作と自軍の「心理防護」を主な形態とし、「欺騙」は「真実」を「偽装」することで敵に錯覚を生じさせ、敵軍の決定と行動を誤らせることである<sup>6</sup>。そして中国の法律戦は、中国軍の武力行使と作戦行動の合法性を確保し、敵の違法性を暴き出し、第3国の干渉を阻止する戦争を言う。中国は、独自の国際法解釈を主張し、この解釈に基づいた国内法を制定するという積極的な法律戦への志向が顕著となっており、同時に心理的な弱みを突く心理戦を多用する傾向にある。

## 1 中国海警と人民武装警察法の改正

### (1) 中国と南シナ海の領域化

中国は、国際法に違反して南シナ海の人工島の軍事化推進を目指し、2020年4月18日に南シナ海の9断線内の島嶼と海域を管轄する海南省三沙市に、新たに西沙群島を管轄する西沙区、南沙群島を管轄する南沙区を新設したことを発表した<sup>7</sup>。これに先立ち中国は、南シナ海沿岸諸国の排他的経済水域 (EEZ) の主張が交錯しているのを尻目に、1992年に「領海及び接続水域法<sup>8</sup>」を制定し、中国大陸ならびにその沿海の島嶼、台湾および釣魚島を含む附属の各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島のすべての島嶼が自国の領土であると規定した(第2条)。また、外国船舶はこれら島嶼の12カイリで無害通航権を行使できる(第8条)と規定するが、軍用船舶に対して事前許可を要求している(第10条)。米国は、南シナ海の人工島周辺海域を中国の領海と認めず、中国が主張する領海内へ軍艦を派遣して「航行の自由作戦」(Freedom of Navigation Operations, FONOPs)に基づいて、自由通航を実施していることはよく知られている<sup>9</sup>。

---

<sup>6</sup> 『中国レポート』、前掲註4。

<sup>7</sup> 「国务院于近日批准，海南省三沙市设立西沙区、南沙区。三沙市西沙区管辖西沙群岛的岛礁及其海域，代管中沙群岛的岛礁及其海域，西沙区人民政府驻永兴岛。三沙市南沙区管辖南沙群岛的岛礁及其海域，南沙区人民政府驻永暑礁。」中華人民共和國民政部關於國務院批准海南省三沙市設立市轄區的公告（2020年4月18日）。

<sup>8</sup> 「中華人民共和國領海及毗連區法（1992年2月25日第七屆全國人民代表大會常務委員會第二十四次會議通過1992年2月25日中華人民共和國主席令第五十五號公布自公布之日起施行）」、

（[http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content\\_4562.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content_4562.htm)）（2020年8月10日アクセス）。

<sup>9</sup> 例えば南シナ海の「南沙群島における航行の自由作戦」については、Ankit Panda, ‘US Conducts Freedom of Navigation Operation Near China-Held Features in Spratlys -The operation comes shortly after the unveiling of a new South China Sea position by the U.S. government’, THE DIPLOMAT, July 15, 2020 (<https://thediplomat.com/2020/07/us-conducts-freedom-of-navigation-operation-near-china-held-features-in-spratlys/>)（2020年8月10日アクセス）を参照。

また中国は、1998年に「排他的経済水域及び大陸棚法<sup>10</sup>」を制定し、南シナ海に国連海洋法条約違反の人工島を造成し、その周辺に200カイリのEEZと大陸棚(第2条)における経済資源に対し主権的権利を主張した(第3条と第12条)。この中国の主張に対し、2017年に南シナ海仲裁裁判所が否定する裁定を下したが、中国は、現在も主張し続けている。興味深いことは、この法律が国連海洋法条約の原則を体現するものであることを断っている点である。国連海洋法条約によると、自然に形成された陸地であって、高潮時に水面上に島嶼だけが、領海、EEZ、大陸棚を主張できる(第121条)。したがって、南シナ海の環礁周辺海域を領海と主張するためには、環礁上の人工島を島と強弁しているのである。

このように中国は、国際法を独自に解釈して国家目的に適う国内法を制定し(法律戦)、かかる法律を根拠に外交・安全保障政策を強行する旨を喧伝し(輿論戦)、相手国に心理的な圧力を加えて抵抗意思を挫こうとする(心理戦)戦争を駆使していると言えよう。

## (2) 尖閣諸島周辺海域の中国海警船

中国は、これまでキャベツ戦術<sup>11</sup>で南シナ海の西沙群島や南沙群島を武力で奪取した。南シナ海や東シナ海で遊弋する中国の政府公船は、海上保安機関の中国海警局の船舶である。日本は、2012年9月に尖閣諸島の私有地3島を政府が買い上げ国有地にしたが、その理由は明確にされなかった。日本のマスコミがこれを「国有化<sup>12</sup>」したと報じたことから中国はこれに反発し、尖閣諸島周辺領海と接続水域に政府公船を侵入させ続けている<sup>13</sup>。中国国防

---

<sup>10</sup> 「中华人民共和国专属经济区和大陆架法」(1998年6月26日第九届全国人民代表大会常务委员第三十次会议通过 1998年6月26日中华人民共和国主席令第6号发布) ,

([http://www.china.com.cn/diaoyudao/2014-12/11/content\\_34291834.htm](http://www.china.com.cn/diaoyudao/2014-12/11/content_34291834.htm)) (2020年8月10日アクセス)。

<sup>11</sup> キャベツ戦術とは、キャベツの芯は狙った島嶼、その周りの柔らかい葉は中国漁船(最近の漁民は海洋民兵)で、その外側の少し硬い葉は中国海警の船舶であり、その外側のさらに堅い葉は中国人民解放軍海軍艦艇になぞらえて命名された手法である。先ず他国の島嶼周辺で中国漁船が操業し、これをとがめに外国の巡視船が現われると、中国海警局の船舶が漁船保護の名目で巡視船と対峙し、武装している海警船舶に対抗するために海軍艦艇が出現すると、人民解放軍海軍が現われると言う手順です。フィリピンの島嶼領土であったスカボロー礁は、キャベツ戦術の現場で、対峙していたフィリピン外軍艦艇は、戦闘行為を潔しとせず引き揚げたため、同環礁は中国の手におちた。その後フィリピンがこの問題との関連で仲裁裁判所へ付託したことはよく知られている。

<sup>12</sup> 社会主義国の「国有化」については、拙稿「千島列島と全千島列島」、『島嶼研究ジャーナル』第5巻1号(2015年10月)を参照。

<sup>13</sup> 第11管区海上保安本部(那覇市)は2020年10月13日夜、沖縄県・尖閣諸島周辺の領海に侵入した中国海警船2隻の連続侵入時間が57時間39分となり、2012年の尖閣国諸島を国有地にして以来、最長になったことを確認した。中国海警船が尖閣諸島周辺の領海へ侵入した時間が過去最長を更新するのは今年に入り、3回目で、中国は同海域での行動をエスカレートさせている。(2020年10月13日付毎日新聞) (<https://news.yahoo.co.jp/articles/8c8167497ee3b17323073553ab1b460a9ee483b3>) (2020年10月13日アクセス)。

部の楊宇軍報道官は、2012年9月に尖閣諸島情勢に関連して、軍は「海監、漁政などと密接に協力することで、国家の海上における法執行や漁業生産、石油・ガス開発といった活動に安全保障を提供している<sup>14</sup>」と主張して以来、今日では強大な海軍国として位置づけられるまでになった。また中国は、2013年には尖閣諸島上空に「東海防空識別区」を設置し<sup>15</sup>、同識別区を通過する民間航空機に飛行情報の提供を要求している。



(出典:海上保安庁)

漁船は、一般に外国の領海で操業ができないが、漁船を含む外国船舶は、軍艦を除いて沿岸国の平和、安全、秩序を害しない限り、無害通航権が認められている。海上保安庁の巡視船は、尖閣諸島の周辺領海で操業する外国漁船の操業を取締る任務があり、また、中国の国内法を適用する目的で日本領海へ侵入する中国海警船は、日本の秩序を害しているため無害通航権を認められていない。

### (3) 人民武装警察法の改正

全国人民代表大会常務委員会は、2018年6月22日、「中国海警局の海上権利の維持に係る法律執行職権の行使に関する決定（关于中国海警局行使海上维权执法职权的决定）」を公

<sup>14</sup> 防衛研究所編『中国安全保障レポート2012』、2012年12月19日、20頁。

<sup>15</sup> 中国政府は1997年3月14日の「中華人民共和国国防法」、1995年10月30日の「中華人民共和国民間航空法」と2001年7月27日の「中華人民共和国飛行基本規則」に基づいて東中国海防空識別区の設置を宣言した。中華人民共和国駐日本国大使館「中国政府、東中国海防空識別区設置に関する声明発表」（2013年11月23日）、(<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1101846.htm>)（2020年8月10日アクセス）。

布し、海警組織及び関連機能を人民武装警察部隊に編入し、中国海警局を設置した<sup>16</sup>。中国の治安維持やテロ対策、重要施設の警備を任務とする人民武装警察部隊は、2018年1月1日に中国共産党中央委員会と中央軍事委員会による集中統一指導体制に変更され、同年7月に海警局を傘下に編入している。

さらに、第11回中国全国人民代表大会常務委員会は、武装警察部隊の任務や権限を定める「人民武装警察法」の改正作業に着手し、2020年6月20日に改正案を可決した<sup>17</sup>。中国が「戦時」と判断した場合、中国海警は東シナ海を管轄する東部戦区の指揮下に入り、海軍艦艇と共同作戦を遂行できるようになった。すなわち、人民武装警察部隊を出国させ、テロ活動の防止と対処等の任務を遂行させる場合は、関連法律、法規および中央軍事委員会の規定により執行するとされた（26条）<sup>18</sup>のであった。

今回の「人民武装警察法」の改正は、尖閣諸島に狙いを定め、サラミスライス戦術<sup>19</sup>とキャベツ戦術を駆使できるように、海警局船舶の法的地位を明確にした法律戦の一環であると思われる。既に中国海警局のトップは、人民解放軍海軍少将が就任している<sup>20</sup>。近い将来、中国海警局の船舶は、改正「人民武装警察法」の任務の一環として、尖閣諸島周辺の領海に在る日本漁船や接続水域に在る外国船舶に対し、巧妙な手段で強制を伴った中国国内法令の執行活動を強化させ、さらには、海上保安庁の巡視船を尖閣諸島周辺海域から締め出すことも考えられる。日本の巡視船がこれら海警局の船舶に対し適切に対処できない事実が長期間続けば、諸外国は、尖閣諸島が中国領であると自然に曲解することは自明のことである。

## 2 日ロ共同経済活動とロシア憲法の修正

### (1) プーチン大統領と平和条約締結交渉

ロシア大統領のウラジミール・プーチンは、広大なシベリアの大地と天然資源を活用して極東の経済開発を実現し、ロシア大国の復興を成し遂げ、偉大な大統領としてロシア史に名

---

<sup>16</sup> 森・濱田松本法律事務所「中国最新法令<<速報>>」(No. 333)(2020年8月7日号)、2頁  
(<http://www.mhmjapan.com/content/files/00042793/20200807-122201.pdf>) (2020年8月15日アクセス)。

<sup>17</sup> 中国人民武装警察法については、「中华人民共和国人民武装警察法（（2009年8月27日第十一届全国人民代表大会常務委員会第十次会议通过 2020年6月20日第十三届全国人民代表大会常務委員会第十九次会议修订）([http://www.moj.gov.cn/Department/content/2020-06/22/592\\_3251131.html](http://www.moj.gov.cn/Department/content/2020-06/22/592_3251131.html)) (2020年8月15日アクセス)を参照。

<sup>18</sup> 「中国最新法令<<速報>>」(前掲註10)、2頁。

<sup>19</sup> サラミスライス戦術は、サラミが少しずつ食べられて気が付いた時には全部食べられてしまうことになぞらえて、少し強く出て阻止されると少し引っ込み、相手が油断するとさらに踏み込んで相手の出方を窺う手法。尖閣諸島周辺海域はサラミ戦術の現場であり、中国海警船の任務拡大により、キャベツ戦術と併用する可能性はこれを否定できない。中国は決して尖閣諸島の領有をあきらめることはない。

<sup>20</sup> 「中国海警總隊首任司令員王仲才少將即出身中國海軍，此前曾經擔任解放軍東海艦隊副參謀長等海軍重要職務」、非傳統安全所王尊彥助理研究員「中國修改《武警法》對周邊國家海上安全之意涵」、国防安全研究院(2020年6月24日)、([https://indsr.org.tw/tw/News\\_detail/2200/](https://indsr.org.tw/tw/News_detail/2200/)) (2020年8月22日アクセス)。

を残そうと考えている。極東の経済発展を成就させるためには、中国と日本との協力関係が重要なテーマとなる。しかし、東シベリアで開発された石油は、北方領土問題を抱える日本の購入量が一方向に増加しないため<sup>21</sup>、中国に買ったたかれているという。

ロシア極東の地であるシベリア、サハリン、千島列島の人口は、色丹島を除いて増加していない。とりわけ北方領土は、モスクワから遠く離れた極東の僻地と言う理由だけでなく、物価が高く、産業がないため住民は仕事がない上に、老人には耐えがたい冬の寒さがある。今日の逼迫したロシア経済では、優遇政策をもって入植者を募集出来ない。ロシアが北方領土を堅持するためには、住民の不安感を除去し経済を安定化する以外にないと言えよう。

日露間の平和条約締結交渉は、半世紀以上も続いているが遅々として進展しない<sup>22</sup>。同交渉においては、日本は、条約交渉の前提として領土問題の解決を頑なに主張し、ソ連は、当初こそ領土問題は存在しないと頑なに繰り返していたが、ミハエル・ゴルバチョフ元大統領とボリス・エリツィン元大統領の登場によりソ連の態度が軟化したこともあり、一時は問題解決の兆しが見えた。

ロシアの領土危機に颯爽と登場したのが、KGB 出身でロシア大国の復興を目指すウラジミール・プーチン大統領であった。プーチン大統領は、北方領土の日本への返還に対し非常に厳しい態度で取り組んできた。2014 年にウクライナの南部クリミアの併合<sup>23</sup>を強行したが、NATO（北大西洋条約機構）の非難と経済制裁に苦しみながらも、決して領土返還を認めず、ロシア国民の喝采を浴びたことはよく知られている。1999 年にロシア大統領になった直後のプーチン氏は、平和条約交渉にあたって 1956 年の「日ソ共同宣言」第 9 項に規定する歯舞諸島と色丹島の 2 島返還に日本側が合意することが前提であると主張していた<sup>24</sup>。しかし外交術に巧みなプーチン大統領は、柔道用語を巧みに使用し、北方 2 島のみならず 4 島の

---

<sup>21</sup> 例えば、2018 年のウラジオストク（コジミノ港）からの ESPO 原油輸入国は、中国が 78.9%（日量 49.4 万バレル）で最大となり、日本は 9.0%（日量 5.6 万バレル）で、2015 年以降、2 番手の買い手となった。過去最大だった 2014 年の 35.3%（日量 21.7 万バレル）から量で言えば 4 分の 1 に減少している。原田大輔「ロシア：石油ガス産業を巡る最近のトピックス（短報）」、石油・天然ガス鉱物資源機構『石油・天然ガス情報』（2019 年 3 月 19 日）、([https://oilgas-info.jogmec.go.jp/info\\_reports/1007679/1007748.html](https://oilgas-info.jogmec.go.jp/info_reports/1007679/1007748.html))（2020 年 8 月 10 日アクセス）。

<sup>22</sup> 日露間の平和条約締結交渉については、拙稿「北方領土問題の歴史と諸権利(3)」、『島嶼研究ジャーナル』第 9 巻 1 号（2019 年 11 月）を参照。

<sup>23</sup> 2014 年にロシアが一方向的にウクライナ南部のクリミア半島を併合して以降、同国東部ではウクライナ軍と親ロシア派の反政府勢力による戦闘が 5 年半にわたって続いており、これまでに 1 万 3000 人が犠牲となった。ウクライナとロシアは、2019 年 12 月 9 日、マクロン仏大統領とメルケル独首相の仲介で、ウクライナ東部で続いている戦闘を 2019 年末までに「完全かつ包括的に」停戦することで合意した。「ウクライナとロシアが停戦合意 ウクライナ東部の紛争で」、『BBC news Japan』（2019 年 12 月 10 日）、(<https://www.bbc.com/japanese/50723594>)（2020 年 8 月 19 日アクセス）。

<sup>24</sup> 「クラスノヤルスク合意」（1997 年 11 月 2 日）、外務省編『われらの北方領土』2015 年版資料編、29 頁。

返還の幻想を抱かせた。日本は、プーチン大統領の国内政治力を高く評価し、北方領土問題の早期解決を期待したと言えよう。

ロシア大国の復興を目指すプーチン大統領の本音は、北方4島どころか2島返還も考えていない。2005年9月に国民とのテレビ対話で、「クリル諸島に関する日本との交渉プロセスに関して言えば、それらはロシア連邦の主権下にある。このことは国際法によって認められた。これは第2次世界大戦の結果であり、まさにこの部分について、我々は何ら議論するつもりはない<sup>25</sup>」と声明している。日本は、このロシア国民との対話は国内向けであると理解したと思われる。

2012年に再びプーチン大統領が登場したが、北方領土返還について頑なな態度を示したため、平和条約締結交渉は膠着した。日露両首脳は、膠着状態を打破するため、これまでの発想にとらわれない「新しいアプローチ」、すなわち、ロシア極東地域で民間の経済交流を行うことで、領土問題解決の雰囲気醸成することに合意したのであった。プーチン大統領は、日本の経済力を利用することに成功したと言えよう。

## (2) 日露経済協力の進展

日露両首脳は、2016年の日露首脳会議で「新しいアプローチ」に基づく8項目の日露経済交流促進プランに合意した。すなわち、①健康寿命の伸長、②快適な都市作り、③日露の中小企業間の交流、④石油・ガス等のエネルギー協力、⑤極東における温室野菜栽培事業などロシアの産業多様化、⑥極東の産業振興とアジア太平洋地域に向けた輸出基地化、⑦日露の知恵を結集した先端技術協力、⑧多層での人的交流の抜本的拡大の8項目プランであった<sup>26</sup>。

北方領土においては、平和条約交渉に関する両国の立場を害さない「特別な制度」に基づいて、日露の民間企業ベースによる共同経済活動に合意した<sup>27</sup>。早期に取り組むべき5件のプロジェクトは、①海産物の共同養殖、②温室野菜栽培、③観光ツアーの開発、④風力発電の導入、⑤ゴミの減容対策であった。「特別な制度」下の活動の根拠となる法的基盤が明確にされないまま、北方領土における民間ベースの経済共同活動は進捗している。

---

<sup>25</sup> 大崎巖「ロシア政治における「南クリルの問題」に関する研究—ロシアから見た「北方領土問題」—」脚註336（(ПрезидентРоссии: Стенограммапрямоготел-иррадиоэфира («ПрямаялинияПрезидентомРоссии»)) (ロシア大統領府ホームページ、「テレビ・ラジオ生放送の速記録(ロシア大統領との直接対話)」) <<http://www.kremlin.ru/transcripts/23190#sel=>>), ([http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/6591/k\\_1059.pdf](http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/6591/k_1059.pdf)) (as of 31 August 2019)。

<sup>26</sup> 日露露首脳会談、「3 経済、安全保障分野、文化・人的交流等の二国間関係 (1) 経済分野」(2016年5月7日)、外務省 HP ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/page3\\_001680.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/page3_001680.html)) (2020年8月20日アクセス)。

<sup>27</sup> 日露首脳会談、「1 平和条約締結問題 (1) 北方四島における共同経済活動」(2018年9月10日)、外務省 HP、「平和条約締結問題」([https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1\\_000649.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1_000649.html)) (2020年8月20日アクセス)。

日露間の友好関係を促進することは好ましい限りであるが、極めて貧しい北方領土の住民は、経済的に豊かになればなるほど生活が安定し、日本への領土返還に反対することは十分に予想できる。しかし、北方領土問題の解決を切望する国民の期待を背景にした日本は、プーチン氏の巧みな外交手腕に翻弄された感があるとも言えよう。

### (3) ロシア憲法の修正と北方領土

ロシア大国の復活を目指すウラジミール・プーチン大統領は、2020年7月にロシア憲法の修正を強行した。これは、北方領土の返還拒否の姿勢を鮮明にする、ロシアの法律戦の宣戦布告だったと言えよう。

憲法修正の賛否を問う全国投票は2020年7月2日に開票作業が終了し、4日に修正憲法が発効した。ロシア中興の祖を目指すプーチン大統領は、旧ソ連の崩壊で失った大国の威信を復活させる使命感に燃えており、75%を超える圧倒的多数の賛成を得て、自らが望めば2036年まで権力の座にとどまることが可能になった<sup>28</sup>。ロシア大統領の任期は1期6年であり、プーチンは、クーデター等で失脚しない限り、83歳まで強権的な政治手法でロシアに君臨できるのである。

修正憲法は、国境画定作業を除く領土割譲交渉の禁止を謳っている。新聞報道によると、プーチン氏は、かかる条項を修正憲法の草案作成の最終段階で強引に挿入したと言われていた。2島返還すら拒否するプーチン氏の本音が現われた憲法修正であった。プーチン氏は、これまで2島返還に対する日本の合意を条約交渉の前提としてきたが、修正憲法に明記された「領土割譲の禁止」条項を根拠に、日露首脳会議で2島返還すら諦めるように日本に迫ることが懸念される。北方領土返還を拒否する法律戦である。

ロシア修正憲法は、「隣国との国境画定」を規定している。プーチン大統領が「新しいアプローチ」に基づく経済共同活動が軌道に乗った頃を見送り、国境を北海道と北方領土間で画定する平和条約の締結を考えているのであろうか。ロシア憲法に新たな領土条項を挿入する法律戦を仕掛け、日本が自ら北方領土返還要求が困難だとする圧力をかける心理戦を仕掛けているのであろう。

### おわりに

これまで述べてきたように、中国やロシアは、3つの戦争を巧みに仕掛けることにより、中国は尖閣諸島の奪取、そしてロシアは北方領土問題を棚上げにした平和条約の締結を目論んでいると言えよう。

---

<sup>28</sup> 「ロシアの改憲投票、78%が賛成 プーチン大統領は2036年まで続投可能に」、『BBC NEWS JAPAN』(2020年7月2日)、(<https://www.bbc.com/japanese/53260238>) (2020年8月10日アクセス)。

中国は、中国海警と人民解放軍海軍の指揮下に入れる法律戦を仕掛け、日本の巡視船をして尖閣諸島周辺の領海に入れないよう心理戦を開始したと思われる。日本は、尖閣諸島周辺海域における武力衝突は、これを避けなければならない、このようなことを抑止するため、そして世界各国が日本領として認識できるような発信が必要である。また、2012年に東京都が尖閣諸島の調査を行い<sup>29</sup>、魚釣島ではヤギの食害が進行し、自然環境破壊が深刻な状況であると報告された<sup>30</sup>。このような自然破壊を防止するための調査を可能にしなければならない。

日本は、尖閣諸島に調査団を派遣し、尖閣諸島の開発を推進することを可能にする「尖閣諸島調査の調査及び開発に関する法律」の制定という法律戦を仕掛けることが考えられる。しかし、これまでの経験では、このような法律が無くても尖閣諸島の開発や調査活動、すなわち尖閣諸島の主島である魚釣島の開発を調査する政府活動<sup>31</sup>があった。このような活動は、尖閣諸島の施政権を有している日本にとって、さほど難しくはないであろう。同諸島の調査を開始することで、中国に対して心理戦を仕掛けることができる。日本人が滞在している同諸島に対する武力行使のハードルを高めることになるからである。

北方領土の領有権についても、平和条約締結の交渉は半世紀以上も前に開始されているが、日露間の前提条件の違いから一向に進展しない。ロシアも中国と同様に、2036年まで権力の座に君臨する可能性があるプーチン大統領が憲法修正という法律戦を仕掛け、心理戦を通じて日本の諦観による妥協を引き出すことに着手したと言えよう。

領土問題は、一朝一夕には解決できるものではなく、長い年月の間には、交渉相手も国際情勢も変化すること請け合いである。日本は、プーチン大統領の法律戦や心理戦に挫けて早々と領土返還交渉を諦めることはもってのほかであろう。大統領の強い信念があれば修正が可能なロシア憲法であるなら、後の大統領によって領土割譲禁止条項の再修正も考えられる。日本は、粘り強く平和条約締結交渉を続ける傍ら、従来からの漫然とした発信ではなく、北方領土が日本の固有領土であるとする日本の立場を第3国に浸透させる、新たな戦略に基づく法律戦や心理戦で対抗し、これを対外発信する時が来ているのである。

(本稿は、『島嶼研究ジャーナル』第10巻1号(2020年10月31日)所収のコラムを転載したものである。)

---

<sup>29</sup> 東京都『東京都尖閣諸島現地調査 調査報告書』(平成24(2012)年10月)。

<sup>30</sup> 同調査報告書、45～47頁。

<sup>31</sup> 詳しくは、藤田宗久「旧・沖縄開発庁の尖閣諸島利用開発可能性調査の経緯」、『島嶼研究ジャーナル』第7巻2号(2017年3月)を参照。